

最高検察庁行政文書管理規則新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案						現 行													
(集中管理)						(集中管理 <u>の推進</u>)													
第17条 <u>副総括文書管理者は、文書管理者から引継ぎを受けた行政文書ファイル等について、別に定めるところにより、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存するとともに、集中管理しなければならない。</u>						第17条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、最高検察庁における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u>													
別表第1 行政文書の保存期間基準						別表第1 行政文書の保存期間基準													
事 項		業務の区分		当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)		保存期間		具体例		事 項		業務の区分		当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)		保存期間		具体例	
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯													
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)		
			②案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言				②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言								
			③ (略)		(略)				③ (略)		(略)								
		(2)から	(略)		(略)			(2)から	(略)		(略)			(略)		(略)			

		(7)まで (略)						(7)まで (略)				
2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			2(略)	(略)	(略)	(略)	
3	政令の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)立案の 検討	①(略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事の記録</u> ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報 告, 建議, 提言 	3	(1)立案の 検討	①(略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報 告, 建議, 提言
			②立案の検討 に関する審 議会等文書 (一の項イ)		(略)				②立案の検討 に関する審 議会等文書 (一の項イ)		(略)	
			③(略)		(略)				③(略)		(略)	
		(2)から (7)まで (略)	(略)		(略)			(2)から (7)まで (略)	(略)		(略)	
4	省令そ の他の 規則の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)立案の 検討	①(略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間報告, 最終報告, 提言 	3	(1)立案の 検討	①(略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間報告, 最終報告, 提言
			②立案の検討 に関する審 議会等文書 (一の項イ)		(略)				②立案の検討 に関する審 議会等文書 (一の項イ)		(略)	
			③(略)		(略)				③(略)		(略)	
4	<u>内閣府</u> 令, 省令 その他 の規則 の制定 又は改 廃及び その経											

		(2)意見公 募手続	意見公募手続 文書（一の項 ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・省令案・規則案 ・趣旨，要約，新旧対 照条文，参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由 					<ul style="list-style-type: none"> ・<u>府令案</u>・省令案・規 則案 ・趣旨，要約，新旧対 照条文，参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由
		(3)制定又 は改廃	省令その他の 規則の制定又 は改廃のため の決裁文書（一 の項ホ）		<ul style="list-style-type: none"> ・省令案・規則案 ・理由，新旧対照条文， 参照条文 					<ul style="list-style-type: none"> ・<u>府令案</u>・省令案・規 則案 ・理由，新旧対照条文， 参照条文
		(4)及び (5) (略)	(略)		(略)					(略)
閣議，関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。） の決定又は了解及びその経緯										
5	閣議の 決定又 は了解 及びそ の経緯	(1)から (3)まで (略)	(略)	30年	(略)					(略)
		(4)基本方 針，基	① (略) ②立案の検討		(略)	・開催経緯				(略)
		(2)意見公 募手続	意見公募手続 文書（一の項 ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・省令案・規則案 ・趣旨，要約，新旧対 照条文，参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由 					<ul style="list-style-type: none"> ・<u>府令案</u>・省令案・規 則案 ・趣旨，要約，新旧対 照条文，参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由
		(3)制定又 は改廃	省令その他の 規則の制定又 は改廃のため の決裁文書（一 の項ホ）		<ul style="list-style-type: none"> ・省令案・規則案 ・理由，新旧対照条文， 参照条文 					<ul style="list-style-type: none"> ・<u>府令案</u>・省令案・規 則案 ・理由，新旧対照条文， 参照条文
		(4)及び (5) (略)	(略)		(略)					(略)
閣議，関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。） の決定又は了解及びその経緯										
5	閣議の 決定又 は了解 及びそ の経緯	(1)から (3)まで (略)	(略)	30年	(略)					(略)
		(4)基本方 針，基	① (略) ②立案の検討		(略)	・開催経緯				(略)

		本計画 又は白 書その 他の閣 議に付 された 案件に 関する 立案の 検討及 び閣議 の求め その他 の重要 な経緯 (1の 項から 4の項 まで及 び5の 項(1)か ら(3)ま でに掲	に関する審 議会等文書 (五の項イ)	・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配布資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報 告, 建議, 提言				本計画 又は白 書その 他の閣 議に付 された 案件に 関する 立案の 検討及 び閣議 の求め その他 の重要 な経緯 (1の 項から 4の項 まで及 び5の 項(1)か ら(3)ま でに掲	に関する審 議会等文書 (五の項イ)	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配布資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報 告, 建議, 提言
			③から⑤まで (略)	(略)					③から⑤まで (略)	(略)

		げるものを除く。)									
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①から③まで（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口）及び会議（ <u>国務大臣を構成員とする会議に限る。</u> ）の議事が記録された文書	10年	（略）	・配布資料 ・議事の記録	①から③まで（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口） <u>（新設）</u>	10年	（略）	・配布資料 <u>（新設）</u>	
7	省議（これ	省議の決定又は了	①及び②（略） ③省議に検討	10年	（略）	・配布資料	①及び②（略） ③省議に検討	10年	（略）	・配布資料	

	に準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	解に関する立案の検討その他の重要な経緯	のための資料として提出された文書（七の項口） <u>及び省議（国務大臣を構成員とする省議に限る。）の議事が記録された文書</u>		<u>・議事の記録</u>
			④（略）		（略）
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その	①から③まで（略） ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議	10年	（略） ・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配布資料
	に準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	解に関する立案の検討その他の重要な経緯	のための資料として提出された文書（七の項口） <u>（新設）</u>		<u>（新設）</u>
			④（略）		（略）
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その	①から③まで（略） ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議	10年	（略） ・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配布資料

		他の重要な経緯	の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項口)				他の重要な経緯	の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項口)			
			⑤ (略)		(略)			⑤ (略)		(略)	
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言	9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言
			③から⑤まで (略)		(略)			③から⑤まで (略)		(略)	
10	地方公共団体に対して示す基準の	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料	10	地方公共団体に対して示す基準の	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料

	設定及びその経緯	な経緯			・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言		設定及びその経緯	な経緯			・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言	
					(略)						③から⑤まで (略)	(略)
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法 (平成5年法律第88号) 第2条第8号口の審査基準, 同号ハの処分基準, 同号二の行政指導指針及び	①立案の検討に関する審議会等文書 (十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言	(略)	11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法 (平成5年法律第88号) 第2条第8号口の審査基準, 同号ハの処分基準, 同号二の行政指導指針及び	①立案の検討に関する審議会等文書 (十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言
			②から⑤まで (略)		(略)					②から⑤まで (略)		(略)

		同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯						同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯			
		(2)から(4)まで(略)	(略)	(略)	(略)			(2)から(4)まで(略)	(略)	(略)	(略)
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①(略)	裁決, 決定その他の処分 がされる日 に係る特定 日以後10年	(略)			(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①(略)	裁決, 決定その他の処分 がされる日 に係る特定 日以後10年	(略)
			②審議会等文書(十四の項目)		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配布資料 ・ 答申, 建議, 意見				②審議会等文書(十四の項目)		・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配布資料 ・ 答申, 建議, 意見
			③及び④(略)		(略)				③及び④(略)		(略)

		(6) (略)	(略)	(略)	(略)			(6) (略)	(略)	(略)	(略)	
12	法人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1)行政手 続法第 2条第 8号口 の審査 基準, 同号ハ の処分 基準, 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要	①立案の検討 に関する審 議会等文書 (十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報 告, 建議, 提言		12	法人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1)行政手 続法第 2条第 8号口 の審査 基準, 同号ハ の処分 基準, 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要	①立案の検討 に関する審 議会等文書 (十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報 告, 建議, 提言
			②から⑤まで (略)		(略)					②から⑤まで (略)		(略)

		な経緯			
		(2)から (4)まで (略)	(略)	(略)	(略)
		(5)不服申 立てに 関する 審議会 等にお ける検 討その 他の重 要な経 緯	①(略) ②審議会等文 書(十四の項 口) ③及び④(略)	裁決, 決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	(略) ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配布資料 ・ 答申, 建議, 意見 (略)
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
14	告示, 訓令及 び通達 の制定 又は改	(1)告示の 立案の 検討そ の他の 重要な	①立案の検討 に関する審 議会等文書 (二十の項 イ)	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配布資料 ・ 中間答申, 最終答申,

		な経緯			
		(2)から (4)まで (略)	(略)	(略)	(略)
		(5)不服申 立てに 関する 審議会 等にお ける検 討その 他の重 要な経 緯	①(略) ②審議会等文 書(十四の項 口) ③及び④(略)	裁決, 決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	(略) ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配布資料 ・ 答申, 建議, 意見 (略)
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
14	告示, 訓令及 び通達 の制定 又は改	(1)告示の 立案の 検討そ の他の 重要な	①立案の検討 に関する審 議会等文書 (二十の項 イ)	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配布資料 ・ 中間答申, 最終答申,

	廃及びその経緯	経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②から⑤まで (略)		中間報告, 最終報告, 建議, 提言 (略)		廃及びその経緯	経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	②から⑤まで (略)		中間報告, 最終報告, 建議, 提言 (略)
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)			(2) (略)	(略)	(略)	(略)
15 及び 16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		15 及び 16	(略)	(略)	(略)	(略)
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目	① (略) ②評価委員会に検討のための資料として提出された文書, 評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は	10 年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ 議事の記録 ・配布資料 ・意見		17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目	① (略) ②評価委員会に検討のための資料として提出された文書, 評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は	10 年 ・開催経緯 ・諮問 ・ 議事概要・議事録 ・配布資料 ・意見

		標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	了解に至る過程が記録された文書 (二十四の項口)				標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	了解に至る過程が記録された文書 (二十四の項口)			
		(2) (略)	③及び④ (略)	(略)	(略)	(略)	(2) (略)	③及び④ (略)	(略)	(略)	(略)
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ)	10年	・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配布資料 ・中間報告, 最終報告, 提言		行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ)	10年	・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配布資料 ・中間報告, 最終報告, 提言	
		第6条の基本計画	②から⑥まで (略)		(略)		第6条の基本計画	②から⑥まで (略)		(略)	

		の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯						の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯				
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び	①(略) ②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ) ③から⑨(略)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言		19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び	①(略) ②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ) ③から⑨(略)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言

		事業の施工その他の重要な経緯			
20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
		(2) 審議会等 (1) の項から 20 の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書 (二十九の項)	10 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配布資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言
22 から 24 まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考					
1 (略)					
2 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。					
3 から 5 まで (略)					

		事業の施工その他の重要な経緯			
20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
		(2) 審議会等 (1) の項から 20 の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書 (二十九の項)	10 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配布資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言
22 から 24 まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考					
1 (略)					
2 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。					
3 から 5 まで (略)					

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 (略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(4)に沿って行う。

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分		保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯			
1から 3まで	(略)	(略)	(略)
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	移管
		(2)意見公募手続	
		(3)制定又は改廃	
		(4)官報公示	
		(5)解釈又は運用の基準の設定	
5から 24まで で(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

(2)から(4)まで (略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 (略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(4)に沿って行う。

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分		保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯			
1から 3まで	(略)	(略)	(略)
4	内閣府令、 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	移管
		(2)意見公募手続	
		(3)制定又は改廃	
		(4)官報公示	
		(5)解釈又は運用の基準の設定	
5から 24まで で(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

(2)から(4)まで (略)

注1 東京高等検察庁，大阪高等検察庁，名古屋高等検察庁，広島高等検察庁，福岡高等検察庁，仙台高等検察庁，札幌高等検察庁，高松高等検察庁，横浜地方検察庁，さいたま地方検察庁，千葉地方検察庁，水戸地方検察庁，宇都宮地方検察庁，前橋地方検察庁，静岡地方検察庁，甲府地方検察庁，長野地方検察庁，新潟地方検察庁，大阪地方検察庁，京都地方検察庁，神戸地方検察庁，奈良地方検察庁，大津地方検察庁，和歌山地方検察庁，名古屋地方検察庁，津地方検察庁，岐阜地方検察庁，福井地方検察庁，金沢地方検察庁，富山地方検察庁，広島地方検察庁，山口地方検察庁，岡山地方検察庁，鳥取地方検察庁，松江地方検察庁，福岡地方検察庁，佐賀地方検察庁，長崎地方検察庁，大分地方検察庁，熊本地方検察庁，鹿児島地方検察庁，宮崎地方検察庁，那覇地方検察庁，仙台地方検察庁，福島地方検察庁，盛岡地方検察庁，秋田地方検察庁，青森地方検察庁，札幌地方検察庁，函館地方検察庁，旭川地方検察庁，釧路地方検察庁，高松地方検察庁，徳島地方検察庁，高知地方検察庁及び松山地方検察庁については，最高検察庁と同様の改正を行っている。

注2 東京地方検察庁及び山形地方検察庁については，最高検察庁と同様の改正に加え、監査責任者を監査課長から総務部長に変更する改正（東京地方検察庁）、副総括文書管理者を総務課長から企画調査課長に変更する改正（山形地方検察庁）を行っている。